

第2期高槻市文化振興ビジョン（素案）の概要

策定にあたって

■ 策定の趣旨とビジョンの位置づけ

- 本市が歴史ある成熟した都市として、心豊かな市民生活を実現するとともに、都市の魅力を高めていくため、**まち全体で「文化」の振興を図り、「文化」の力をまちづくりに活かしていくことが必要です。**
- 本ビジョンは、「**第6次高槻市総合計画（案）**」に基づき、**本市の文化芸術の振興に関する基本的な方向性を示すもの**で、「文化芸術基本法」をはじめとした国の法律・計画や、関連する市の個別計画との整合性を図り、第1期ビジョン（平成26年4月から令和3年3月）に引き続き、推進していきます。

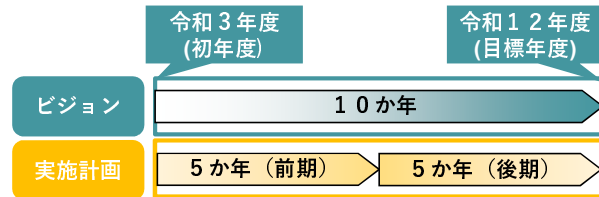
■ 本ビジョンにおける文化の範囲

- 文化芸術基本法第8条～第14条に示されているものとします。

芸術 / メディア芸術 / 伝統芸能 / 芸能 / 生活文化 / 国民娯楽及び出版物等 / 文化財等 / 地域における文化芸術

■ 計画期間

- 第6次高槻市総合計画（案）の策定にあわせ、**令和3年4月から令和13年3月までの10年間**とします。
- 前期5年、後期5年の実施計画にて進捗を図りつつ、新たな課題などへの対応が必要な場合は、適宜、見直しを行います。



本市の文化芸術をとりまく現状と課題

- 本市では、少子高齢化と人口減少の傾向が続くと見込まれることから、下記の取組みが重要です。

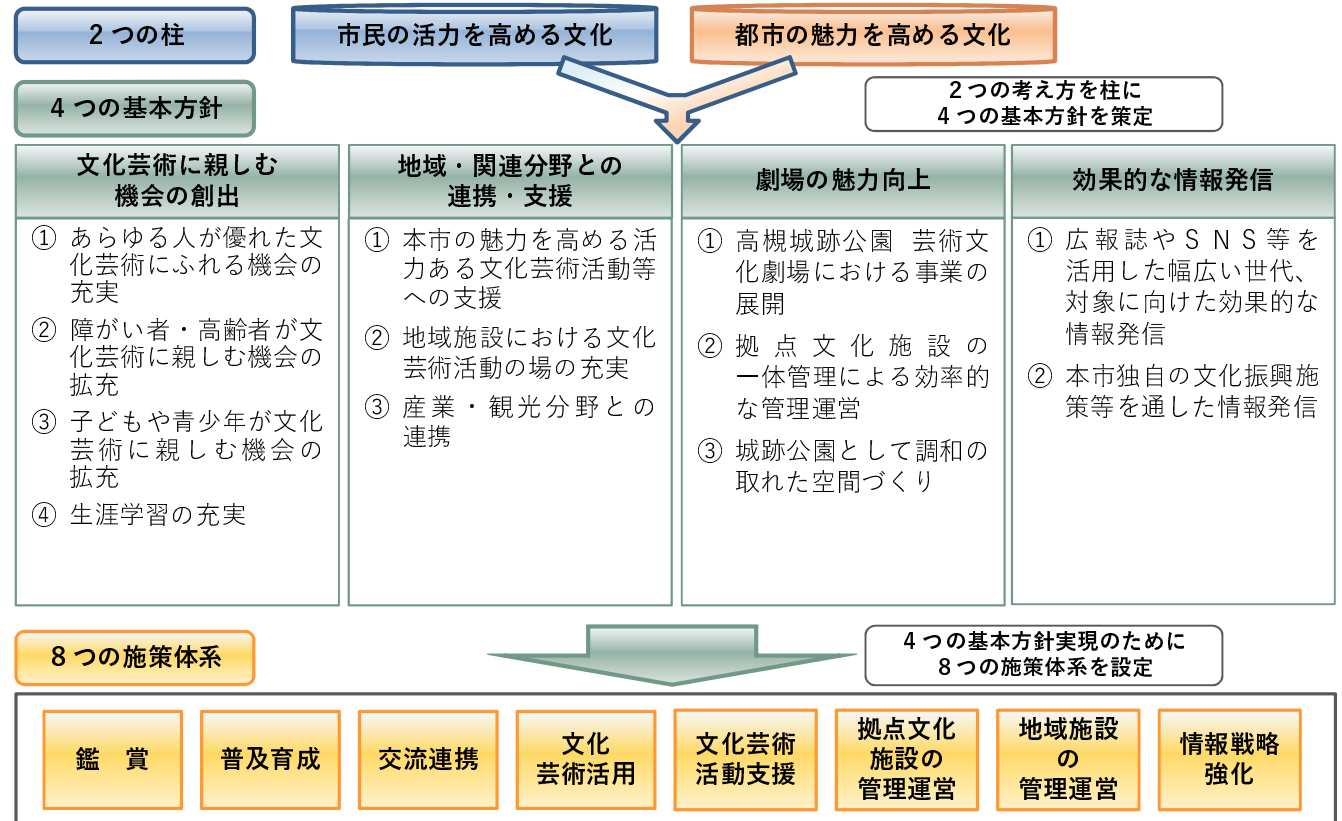
- 高齢者が、生きがいを持ち、心豊かな生活を送れるよう、生涯にわたって文化芸術にふれる機会を提供すること
- 子育て、教育といった分野との連携を図り、子どもたちが心豊かに成長できる環境を整備すること

- 平成24年度と令和元年度に実施したアンケート調査の結果を踏まえ、市民の文化芸術活動を振興していくために、下記の課題について取り組んでいくことが必要です。

- 劇場の魅力、都市の魅力の向上、発信
- 文化芸術にふれるきっかけづくり
- 文化芸術活動への支援

ビジョンの基本的な考え方と施策の方向性

- 市民が文化芸術に親しむことで、一人ひとりが心の豊かさを感じ、まちに一層の輝きをもたらします。
- 本ビジョンは、**その実現のために、2つの考え方を柱に、4つの基本方針を掲げます。**
- さらに、**4つの基本方針に基づいた8つの施策体系からなる施策を実施すること**で、2つの柱となる文化芸術の振興に取り組み、上位計画である第6次高槻市総合計画（案）の実現を推進します。



ビジョンの推進のために

- ビジョンを推進するにあたっては、（公財）高槻市文化振興事業団を核として、市民、高槻市文化団体協議会をはじめとする文化芸術団体、行政、学校、民間団体など**文化芸術に関わる様々な個人や団体が、それぞれの役割や責務を認識し、相互に連携・協力していくことが必要**です。
- 本ビジョンを推進していくために、**それぞれの基本方針に位置づけられる施策について実施計画を策定し、そのなかで毎年進捗管理を行い、着実な推進を図っていきます。**
- 進行状況や時々の課題については、高槻市文化振興審議会に報告し、必要に応じて実施計画の見直しを行います。

イメージ図

